

お客さま各位

株式会社北都銀行

電子交換所設立に伴う手形・小切手の取立方法等の変更について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
 さて、全国銀行協会では、2022年11月4日より全国各地の手形交換所での手形・小切手の交換決済を廃止し、電子データで交換決済を行う電子交換所を設立します。
 これに伴い、当行では「手形・小切手の取立方法」および「払戻可能予定日時」について以下のとおり変更させていただきますので、ご案内申し上げます。
 何とぞご理解いただき、今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の「個別取立」の廃止について

- (1) 電子交換所設立に伴い、電子交換所参加金融機関（当行本支店を含む）が支払金融機関となる2022年11月3日（木）以降を支払期日とする手形および小切手については、電子交換扱いに変更されることから、郵送による「個別取立」の取扱いが廃止されます。
- (2) 上記に伴い、「個別取立」扱いの窓口受付を、以下のとおりとさせていただきます。

支払期日	窓口受付	「個別取立」受付可否
2022年11月2日まで	2022年10月14日（金）まで	○
	2022年10月15日（土）以降	×
2022年11月3日以降	2022年9月9日（金）まで	○
	2022年9月10日（土）以降	×

※ただし、電子交換所不参加金融機関への取立については、従来どおり、郵送による「個別取立」扱いになります。

2. 手形・小切手取立資金の払戻可能日時について

電子交換所設立以降の払戻可能日時を、以下のとおりとさせていただきます。

	手形	小切手
対 象	2022年11月3日（木） 支払期日分より	2022年11月2日（水） 入金分より
払戻可能日時	支払期日（注1）の 翌営業日の12時以降	口座入金日の 翌々営業日の12時以降

（注1）支払期日が銀行休業日の場合、その翌営業日が支払期日になります。

<例：手形の支払期日が、2022年11月23日（水）の場合>

11月23日（水）は祝日（銀行休業日）のため、翌営業日の11月24日（木）が支払期日になり、その翌営業日である11月25日（金）の12時以降が払戻可能日時になります。

3. 紙の手形・小切手から電子的な決済手段への移行について

金融界では、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら2027年3月末までの全面的な電子化を目指し、当行は「電子的決済サービス（電子記録債権またはインターネットバンキングによる振込）」への移行を推進しております。

電子化へ移行していただくことで、ペーパーレス化による印紙代等のコスト削減や紛失・盗難のリスク低減、また決済・経理事務の効率化や資金繰りの円滑化等、支払企業と受取企業の双方にメリットがあります。

お客さまにおかれましても、「でんさいネット」による電子記録債権のご利用（※）、および「ほくと法人IBサービス」による振込といった電子的決済サービスへの移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。（サービス内容、費用等の詳細については窓口へお問い合わせください。）

（※）でんさいネットが取扱う電子記録債権は、ペーパーレスのため窓口への取立手続きが不要であり、また支払期日当日から資金をご利用いただくことも可能です。

4. その他

電子交換所の設立に伴い、本業務に係る取立手数料金額等の変更を予定しております。詳細については後日改めてお知らせいたします。

以 上

《本件に関する問い合わせ先》
事務管理室 荻原／高橋 018-833-4211 内線 3581